



第161号

まつの 社協だより

令和4年4月発行

編集・発行
社会福祉法人
松野町社会福祉協議会

〒798-2101
北宇和郡松野町大字松丸1661-13
TEL (0895) 42-0794
FAX (0895) 20-5311

みんなの想いを
つなげて作ろう！



「コロナに負けず、町を元気にしたい」と地域おこし協力隊の方の呼びかけで、地域の様々な人が一緒になって、みんなの幸せを願いながら、つるし雛を作り、道の駅虹の森公園まつのに展示しました。

また、中学生からは、「こんな町にしたいなあ」というメッセージが寄せられ、シラスリボンも一緒に飾りました。

それぞれの想いを込めて、ひとつの大きなカタチになりました。

介護保険の 居宅サービス ケアマネだより ってどんなサービス？

訪問介護

●ヘルパーさんに自宅に来てもらう

短期入所生活介護

●施設に泊まりに行く

福祉用具貸与

●ベッドや車いすを借りる

通所介護・通所リハビリテーション

●デイサービス（通所施設）に通う

居宅療養管理指導・訪問看護

●お医者さんや看護師さんに家に来てもらう

その他、様々な種類のサービスを
組み合わせて利用できます。



介護サービスの利用にあたっては、ご利用の方が適切な介護サービスが利用できるようケアマネージャーと一緒に考え、ケアプランを作成します。色々な心配事、理解が難しい事など、お気軽にご相談下さい。

気軽に募金活動をしてみませんか？

松野町役場新庁舎には、お好みの飲み物を買うことで募金につながる自動販売機が設置されています。ぜひご利用ください。



共同募金会
【時間外出入口(1階)】



日本赤十字社
【農協ATM横(1階)】 【防災拠点施設横(2階)】



ホッと一息から始まる
暮らしやすい
町づくり♪



まごころ銀行への寄付金と 愛媛県共同募金会配分により車両を購入しました

車両は主に地域の困りごと相談支援活動や巡回、見守り、サロン活動や給食サービスなど地域福祉事業を推進する訪問用として大切に活用させていただきます。

改めて皆さまに感謝いたします。
ありがとうございました。



あなたらしく生きるために

権利擁護センターでは、制度やサービスの利用を必要とする人が適切に利用できるよう相談に応じ、手続き方法や申立・契約等に関するサポートを行います。

お困りごと



入所施設や福祉サービスの契約をするのが難しい。

認知症等により金銭管理ができない。悪質商法など心配。

不動産の処分や売買、遺産分割などができない。

福祉サービスの利用契約など、ひとりでは不安。

生活費を計画的に使えない。

公共料金など支払いを忘れる。

認知症になった時が心配。

独り身で子どもや身寄りがいない。



利用できる制度

成年後見制度(法定後見)

認知症や知的障がいなどにより、判断能力が不十分な方が生活をする上で不利益とならないよう「成年後見人等」が本人の代わりに適切な財産管理や契約行為、意思決定の支援を行う制度です。

福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)

生活支援員が定期的に訪問して、福祉サービスを利用するための支援や、日常的な金銭管理を行います。

任意後見制度

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。

あんしんな暮らしのお手伝い

「宇和島地区権利擁護センター」が、令和4年4月1日にオープンしました。

権利擁護センターとは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう関係機関と連携を図り、成年後見制度などの利用についての助言や申立の支援を行うほか、成年後見制度の利用促進に関する様々な取り組みを行う機関です。

宇和島地区権利擁護センターは、宇和島地区(宇和島市・鬼北町・愛南町・松野町)1市3町における広域での設置となり、宇和島市社会福祉協議会が運営しています。

日常生活で気になることやお困りのことがあればご相談ください

もの忘れがあり、
預貯金や年金の管理が
難しいなあ…

施設に入居したいけど
自分で契約できない…



認知症の親を
悪徳商法から
守りたい

障がいのある子どもの
親亡きあとが
心配だ…

今後は、制度が必要な方の早期利用につながるよう、宇和島地区で連携しながら、後見制度に関する情報発信やセミナーの開催、弁護士・司法書士など専門職による相談会の開催など行い、適切な制度やサービスへの利用促進をしていく予定です。